

外来診療で医療費が高額な場合の 窓口での負担額が変わります

平成24年4月1日から、外来診療時の一部負担金が高額になった場合でも、自己負担限度額までの支払いで済むようになります。

対象となる医療機関・・・保険医療機関、保険薬局、指定訪問看護事業所など
(柔道整復、鍼灸、あん摩マッサージの施術などは対象外です)

後期高齢者医療制度に加入の方

被保険者証を提示することにより、同じ医療機関等での同じ月の窓口負担が、下表の自己負担限度額までで済むようになります。

なお、低所得者(区分・)の方は、被保険者証とあわせて「限度額適用・標準負担額減額認定証」の提示が必要となります。(お持ちでない方は、各庁舎窓口センターで交付申請をしてください)

区 分	一部負担金の割合	要 件	自己負担限度額(月額)		入院時食事代標準負担額(1食あたり)	
			外来(個人)	入 院(世帯)		
現役並み所得者 (一定以上所得者)	3割	課税所得が145万円以上の同じ世帯に属する被保険者 1	44,400円	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% [44,400円] 2	260円	
一 般	1割	現役並み所得者、区分・区分 以外	12,000円	44,400円		
低所得者		区分	世帯員全員が住民税非課税等	8,000円	24,600円	210円 [160円] 3
		区分	世帯員全員が住民税非課税であり、かつ所得がない方(公的年金等控除額を80万円として計算)	8,000円	15,000円	100円

1. 世帯の被保険者全員の収入(年金・給与等)の合計額が、520万円未満(世帯の被保険者が1人の場合は383万円未満)である場合を除きます。
2. []内は、過去12か月以内にすでに3回以上高額療養費が支給されている場合、4回目からの額
3. []内は、過去12か月の入院日数が90日(区分の期間における)を超える場合、91日目からの額(申請が必要)

国民健康保険制度に加入の方

「限度額適用認定証」等()を提示することにより、限度額を超える分を窓口で支払う必要がなくなります。窓口支払いの上限額(月当たり)は、年齢や所得などの世帯状況に応じて異なります。

「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」

区 分	事 前 手 続	病院・薬局窓口で
70歳未満の方 (国民健康保険税の滞納がない世帯に限りです)	窓口センターで「限度額適用認定証」等の交付申請をしてください。 (すでにお持ちの方は、引き続き使用いただけます)	「限度額適用認定証」等を窓口にご提示ください。
70歳以上75歳未満で住民税非課税世帯の方(世帯主および国民健康保険被保険者が住民税非課税)		
70歳以上75歳未満で住民税課税世帯の方	新たな手続きは必要ありません。	「高齢受給者証」を窓口にご提示ください。